

法人本部から

生活習慣病の予防と早期発見のための「生活習慣病予防健診」をご利用ください！

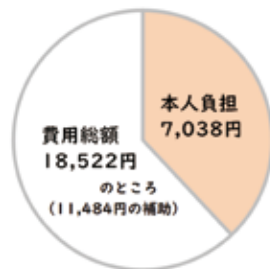
生活習慣病とは、偏った食生活や睡眠不足、運動不足、喫煙、ストレスなど、日頃の暮らしの中での積み重ねが原因となつて発症する、高脂血症、高血圧、糖尿病、心疾患や脳血管疾患といった様々な病気のことを言います。

初期の生活習慣病は、特に自覚症状がないことが多く、いつの間にか病気が進行してしまう可能性があります。そこで、定期的に健康診断を受けてご自身の健康状態を把握することが、生活習慣病の早期発見・治療に繋がります。

この生活習慣病の予防を目的に、協会けんぽ（全国健康保険協会）が行っている「生活習慣病予防健診」実施機関に、このたびハーモニークリニックが指定を受け、ご利用いただけるようになりました。

当健診は、協会けんぽご加入の事業所に

お勤めされている方（35才〜74才までの方）が対象です。協会けんぽの補助が利用できるため、窓口負担は7038円でご受診できます（年度内に1人1回のご利用）。



法定健診よりも充実した内容です！

生活習慣病予防健診の内容は、労働安全衛生法に基づく定期健康診断（法定健診）よりも充実しています（法定健診に加え、便潜血反応検査、腎機能検査、胃部エックス線検査（バリウム検査）などが含まれます）。なお、当健診は、労働安全衛生法に基づく定期健康診断（法定健診）の代わりに健診にもなります。

（利用方法）お勤め先にハーモニークリニックでの受診希望をお伝えください！

当院のご利用にあたっては、まず、お勤め先（協会けんぽ加入事業所）の健診担当部署に、ハーモニークリニックでの受診希望をお伝えください。

ご予約・お問合せはお気軽にお電話・受付までご連絡ください。事業所からの団体予約のご相談も承っています。

ハーモニークリニック

「生活習慣病予防健診担当」（藤原・野口）

048-8751-7888

被保険者（ご本人） 協会けんぽ

平成30年度（2018年4月～2019年3月）

生活習慣病予防健診のご案内

健診は健康状態を知る第一歩です。協会けんぽでは、みなさまの健康の保持・増進のため、健診と健康づくりの支援を行っています。

- この健診は被保険者（ご本人）の方が対象です。被扶養者（ご家族）の方は特定健康診査をお申し込みください。
- 年度内お一人様1回に限り、協会けんぽが健診費用の一部を補助します。
- 受診前に協会けんぽへ申込書の提出が必要です。
- 受診時に協会けんぽの被保険者（ご本人）であることが必要です。

ずっと健康でいたいから、私は受診します。

全国健康保険協会
協会けんぽ

制度の詳細は協会けんぽホームページからご確認ください

<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/>